

広島原爆「黒い雨」判決と福島原発事故 ―最も重要なのは初期の調査―

2021年7月14日、広島高等裁判所の判決で、住民ら84人が訴えた「広島原爆後の『黒い雨』降雨による被曝の救済」がほぼ全面的に認められた。7月26日、政府は上告を断念し原告に被爆者健康手帳を交付することになった。「黒い雨」訴訟控訴審判決後の記者会見はこちら<https://www.youtube.com/watch?v=co73y1Wii08>にある。本稿では、この「黒い雨裁判」と福島原発事故の問題を考える。

●裁判

日本政府は、被爆者救済の範囲を「爆心から半径3.5km程度および強い降雨のあった範囲」としている（図参照）。今回の裁判の争点は、救済の基準となる「黒い雨の降った雨域」である。この黒い雨の雨域は、宇田雨域（1953年）・増田雨域（1984年）・大瀧雨域（2011年）がある。国は最も狭い宇田雨域を採用してきた。

また、国の主張は、原告に対し「被害の科学的裏付け」を求めてきた。具体的には、「黒い雨に当たった証拠」・「黒い雨に放射性物質が含まれていた証拠」・「原告の被曝線量の証明」である。

判決は、国の主張をことごとく否定した。簡単に書くと「降雨の範囲は、国の範囲より広い」・「黒い雨には放射性物質が含まれていた」・「健康被害が出る可能性があれば被爆者である」である。

●訴訟の本質部分

裁判の本質は、「放射性物質を含む塵（死の灰）による内部被曝の有無」である。原告はこの点を論点にしたかったと思うが立証が難しいので、「今でも雨滴跡が確認できる『黒い雨』」を論点したのだと思う。本来なら、爆風（ベースサージ）の及んだ範囲・死の灰が降った範囲を明確に調査して、それを論拠に被災者救済をすべきと思う。私は、本来救済すべき人々は、今回の判決「黒い雨の範囲」よりも相当広い範囲の人々だと思う。

しかし、政府は上告しないと発表した翌7月27日、「内部被曝は認めない方針」と発表した。

●「黒い雨」判決からの教訓

福島原発事故を考える上で「黒い雨裁判」から学ぶことはたくさんある。一つ目は相手が国や東電であり個人が争うには強大すぎる。二つ目は被告が原告の弱点を突いてくること。三つ目は、訴訟には長い年月がかかることである。

●最も重要なのは事故直後の記録・調査

紙面の関係で、二つ目の原告の弱点に絞る。国は、原告に対し「科学的証拠（「黒い雨に当たった証拠」・「黒い雨に放射性物質が含まれていた証拠」・「原告の被曝線量の証明」）」を求めてきた。また、国は「黒い雨」の降雨範囲についても、範囲の狭い「宇田雨域」を主張した。これらは、原告が証明するのは著しく難しい。なお、今回の広島高裁は、これら被告の国の主張に対し、踏み込んだ判決を出した。

福島原発事故も同じで、2011年の事故直後からの調査データが重要になる。時間の経過とともに、証拠はどんどん消えていく。だからこそ、普段から自分の置かれ

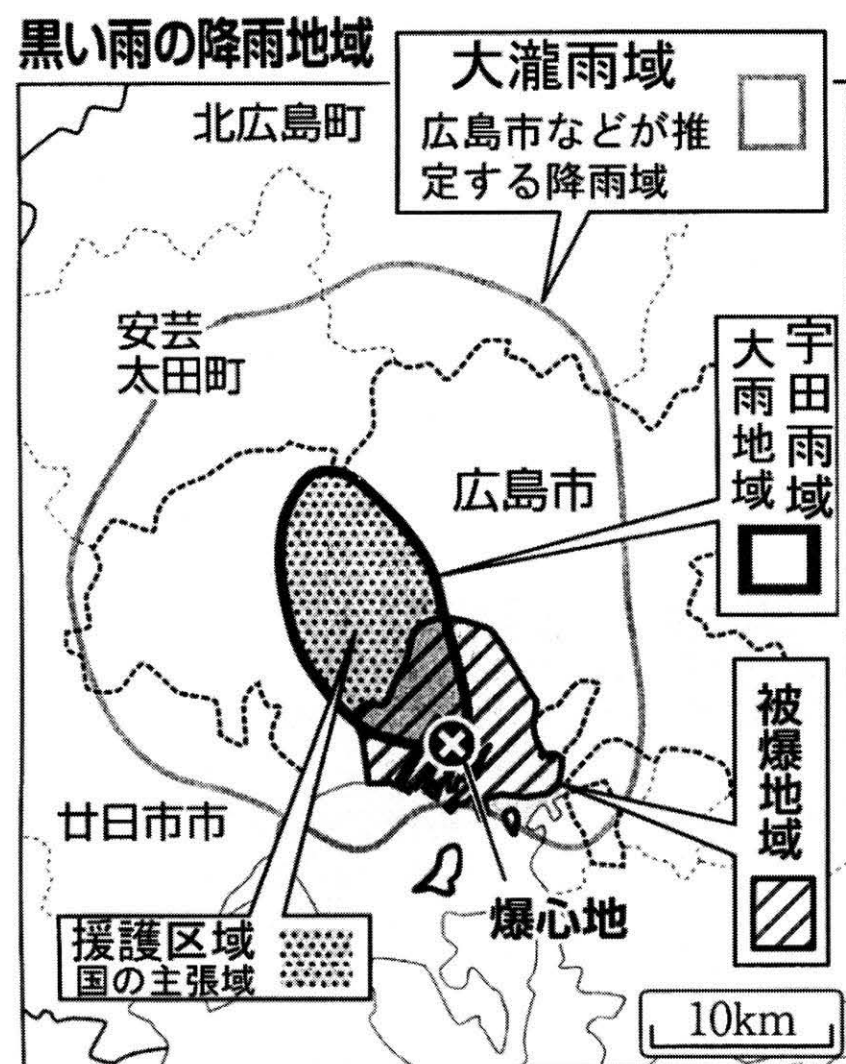
た環境を見渡し、事前に知識を得ておかねばならない。そして、事が起きたらすぐに動かねばならない。これは私自身の反省でもある。私の場合、知識・機材がなくて出遅れた。その反省から現在も徒歩で現地調査をしている。専門家に言わせると「私は素人」であり、「素人は手を出すな」とも言われてきた。であるなら、専門家の方々は、もっと体を張った調査・肝の据わった調査をすべきだと私は思う。私は徒歩で調査をしているが、現地を歩いて初めてわかることが山のようにある。とにかく、できる限りデータを残さねばならない。どう使うかは、その後の問題である。

●最後に

私は、事故当時「福島市渡利」に居住し、「徒歩での調査」をしてきた。通常の人よりも放射線を多く浴びているし、放射性物質も吸い込んでいる可能性がある。今後、身体に何が起きるかわからないので、諸々の事を急がねばならないと考えて行動している。

本内容については、ネット配信ニュース<https://www.data-max.co.jp/article/42952>に詳しく書かれている。また、論文・ネット配信ニュース等は、京都大学名誉教授吉田英生氏のホームページ<http://www.wattandedison.com/Chiba2.html>にすべて掲載されている。

（福島支部 千葉茂樹）



読売新聞2021.07.15朝刊より
雨域名などを改作

— そくほう No.782 —

2021年12月1日発行（毎月1回1日発行）

編集 地学団体研究会全国運営委員会事務局

発行 地学団体研究会

印刷 株式会社アイネクスト

TEL 029-836-5765 FAX 029-836-5766

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-24-1 八大ビル301号

TEL 03-3983-3378 FAX 03-3983-7525

E-mail chidanken@tokyo.email.ne.jp

<https://www.chidanken.jp>

郵便振替 00160-2-144318 地学団体研究会